

注意!!

平成30年4月1日から平成30年9月30日までの間の 新築住宅引渡件数が0件であっても、 基準日※における届出手続は必要です!

※今回基準日は平成30年9月30日(届出手続期間:平成30年10月1日から10月22日)です。

●基準日において届出手続が必要な事業者について

	法律施行 (H21.10.1)	前回基準日 (H30.3.31)	今回基準日 (H30.9.30)
注意			
事業者A	平成21年10月1日から前回基準日(平成30年3月31日)までの間に新築住宅の引渡しあり	新築住宅引渡しなし	事業者B・事業者Cだけでなく、 事業者Aも今回基準日における届出手続が必要です
事業者B	平成21年10月1日から前回基準日(平成30年3月31日)までの間に新築住宅の引渡しあり	新築住宅引渡しあり	
事業者C	平成21年10月1日から前回基準日(平成30年3月31日)までの間に新築住宅の引渡しなし	新築住宅引渡しあり	

※住宅瑕疵担保履行法では、過去10年間に引き渡した新築住宅の累計件数を算定することが必要です。このため平成21年10月1日以降に新築住宅を引き渡した事業者は、その後引き渡した新築住宅の戸数が0件であっても、継続して届出手続を行うことが必要です。(累計件数は許可・免許行政庁で算定します。)

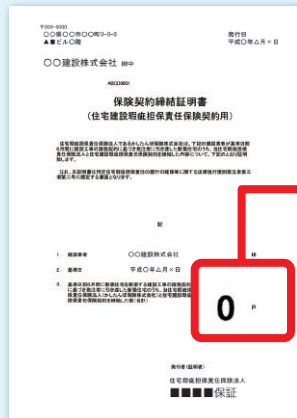
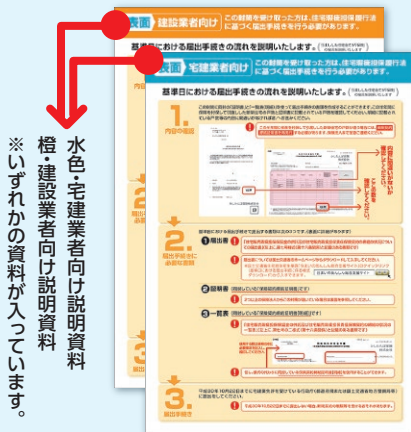
●保険契約を締結し引き渡した新築住宅の戸数が0件の事業者の届出手続方法

1

今回送付物・届出手続の準備

平成30年4月1日から平成30年9月30日までの間に保険契約を締結して引き渡した新築住宅の戸数が0件の事業者の方には、本紙以外に、①届出手続の流れの説明資料(A4カラー両面印刷)、②保険契約締結証明書(住宅建設瑕疵担保責任保険契約用)を同封しています。

※保険契約締結証明書(明細)は同封しておりませんのでご注意ください。



平成30年4月1日から平成30年9月30日までの間に新築住宅引渡戸数が0件の事業者の方の場合、[0件]と記載しています。

戸数が違う場合には、保険契約締結証明書を再発行する必要があります。保険法人まで至急ご連絡下さい。

送付物① 届出手続の流れの説明資料 送付物② 保険契約締結証明書

2

届出手続に必要な書類

基準日における届出手続に必要な書類は「届出書」のみです。

届出書の記載方法は裏面をご覧ください。

※平成30年4月1日から平成30年9月30日の間に保険契約を締結し引き渡した新築住宅の戸数が0件の事業者であっても、その間に新築住宅を引渡ししている場合は、保証金を供託するとともに、届出手続が必要となります。この場合の届出手続の方法については国土交通省ホームページをご覧ください。

3

届出書の作成

届出書は、建設業者と宅地建物取引業者それぞれ以下の書類となります。

①建設業者の方の場合

「住宅建設瑕疵担保保証金の供託及び住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結の状況についての届出書」(左上に「第一号様式<第五条関係>」と記載のある書類です。)

②宅地建物取引業者の方の場合

「住宅販売瑕疵担保保証金の供託及び住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結の状況についての届出書」(左上に「第七号様式<第十六条関係>」と記載のある書類です。)

届出書の様式については、国土交通省ホームページからダウンロードして入手して下さい。

※国土交通省住宅局住宅生産課「住まいのあんしん総合支援サイト」のクイックリンク
(基準日における届出書に係る様式ダウンロード)から入手できます。

住まいのあんしん総合支援サイト

検索

第一号様式 (第五条関係) (A4)

**建設業者の方の場合は第一号様式
宅建業者の方の場合は第七号様式**

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第4条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記入する日付を記載
平成30年 10 月 1日

許可・免許行政庁
〇〇県 知事 殿 **自社の情報を記載**

届出時の許可番号 〇〇県知事(〇)第〇〇〇号
商号又は名称 〇〇建設株式会社
郵便番号 〒000-0000
主たる事務所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町0-0-0▲ビル〇階
氏名 (法人にあっては、代表者の氏名) 〇〇〇〇 印
電話番号 000-000-0000
ファクシミリ番号 000-000-0000

1 基準日 平成30年 9 月 30日 **今回は平成30年9月30日と記載してください**

2 住宅建設瑕疵担保保証金の供託について (すべて保険のため省略)

3 1の基準日前6月間に住宅を新築する建設工事の請負契約に基づき発注者に引き渡した新築住宅のうち、住宅瑕疵担保責任保険法人と住宅建設瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を発注者に交付した新築住宅について

住宅瑕疵担保責任保険法人名	戸数
合計戸数	0

空欄

4 1の基準日前6月間に住宅を新築する建設工事の請負契約に基づき発注者に引き渡した新築住宅の合計戸数 (略) **「0」と記載**

「0」と記載

※平成30年4月1日から平成30年9月30日の間に保険契約を締結して引き渡した新築住宅の戸数が0件の事業者であっても、その間に新築住宅を引き渡し、保証金を供託している事業者の場合の届出書の記載方法については、国土交通省ホームページをご覧ください。

4

届出書の提出

届出書を平成30年10月22日までに建設業許可を受けている行政庁(建設業者の場合)または宅地建物取引業免許を受けている行政庁(宅地建物取引業者の場合)に提出して下さい。